

平成 28 年 7 月 5 日

総 長 裁 定

東京大学における検定料の免除に関する要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、東京大学学部通則第 47 条第 4 項、東京大学大学院学則第 36 条第 3 項及び東京大学教育学部附属中等教育学校学則第 24 条第 3 項の規定に基づき、東京大学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）に対する入学者選抜試験に係る検定料の免除について定める。

(免除対象となる入学者選抜試験)

第 2 条 免除の対象となる入学者選抜試験は、次の各号に掲げるものとする。ただし、再入学及び転入学に係るものを除く。

- (1) 学部前期課程の一般入学試験（前期日程）、推薦入試、外国学校卒業学生特別選考及び学部英語コース特別選考並びに学部後期課程の学士入学及び編入学に係る選考
- (2) 大学院研究科及び大学院教育部の入学に係る選抜
- (3) 教育学部附属中等教育学校の前期課程の入学に係る選抜及び後期課程の編入学に係る選考
(免除対象となる者)

第 3 条 免除の対象となる者は、前条に定める入学者選抜試験に係る入学志願者のうち、次の各号の 1 に該当するものとする。

- (1) 入学志願者の学資を主として負担する者が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域で被災し、次のいずれかに該当するもの
 - イ 所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流失した場合
 - ロ 死亡又は行方不明の場合
- (2) 居住地が、福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された者

(免除の手続)

第 4 条 免除を希望する入学志願者（教育学部附属中等教育学校への入学志願者についてはその保護者。本条及び次条において同じ。）は、所定の期間内に別に定める様式により申請を行う。

(免除の方法)

第 5 条 前条の申請について、第 3 条に規定する免除の対象に該当すると認められる場合は、検定料の納付を免除する。

附 則

この裁定は、平成 28 年 7 月 5 日から実施する。